

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 5 4 号	三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
審査指導課	<p>【改正趣旨】 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、これらの法律を引用する当該条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号） ・ 住宅の品質確保の促進に関する法律（平成 11 年法律第 81 号） ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号） ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号） <p>【改正内容】</p> <p>1 長期優良住宅認定関係 <主な法改正の内容> 現行の認定制度は建築行為を前提とし、建築計画と維持保全計画をセットで認定する仕組みであったが、優良な既存住宅について増改築行為がなくとも維持保全計画のみで認定できる制度を新設</p> <p><条例改正の内容></p> <p>①建築行為を伴う認定計画については「建築等計画」とし（第 30 号の 2、第 30 号の 3、第 30 号の 4）、維持保全計画のみによる認定計画については「維持保全計画」として文言を追記する（第 30 号の 2）。</p> <p>②現行の新築及び増改築による認定区分に「維持保全」の認定区分を追加する。（手数料は「増改築」の区分と同額）（手数料表第 30 号の 2、第 30 号の 3、第 30 号の 4、第 30 号の 7 及び第 30 号の 8）</p> <p>③「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」と改め（第 30 号の 2、第 30 号の 3 及び第 30 号の 4）、同様に「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」と改める（第 30 号の 4、第 30 号の 7 及び第 30 号の 8）。</p> <p>④維持保全計画のみによる認定基準が長期優良住宅法第 6 条 1 項 7 号として新設されるため、文言を追記する。（第 30 号の 8）</p> <p>2 低炭素化法関係 <主な法改正の内容> Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の取組みを推進</p>

する観点から、低炭素建築物等新築等計画の認定申請の単位をZEHの評価単位と整合させ、外皮基準を単位住戸、一次エネルギー消費量を住棟全体で評価を行うこととするため改正

< 条例改正の内容 >

別表第30号の9中「建築物(一戸建ての住宅であるものを除く。以下この号において同じ。)の住戸の部分に係る新築等計画である場合」の区分及びそれに関する項目の削除。

3 建築基準法関係

< 条例改正の内容 >

建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)の一部が改正され引用条項の条ずれが生じたことから、条例の一部を改正。

【施行期日】

令和4年10月1日